

一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（新旧対照表）

新	旧
<p style="text-align: right;">           国自安第 62号            国自旅第 130号            国自整第 56号            平成21年9月29日            一部改正：平成21年11月20日            一部改正：平成22年12月15日  <u>一部改正：平成23年 3月31日</u> </p> <p>各地方運輸局自動車交通部長            関東、近畿運輸局自動車監査指導部長            各地方運輸局自動車技術安全部長            沖縄総合事務局運輸部長</p> <p style="text-align: center;">} 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車交通局安全政策課長</p> <p style="text-align: center;">自動車交通局旅客課長</p> <p style="text-align: center;">自動車交通局技術安全部整備課長</p> <p style="text-align: center;">一般貸切旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの 行政処分等の基準について</p> <p>今般、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月29日付け国自安第59号、国自旅第127号、国自整第53号。以下「局長通達」という。）により、別途定めることとした一般貸切旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準（以下「処分基準」という。）を別添のとおり定めたので、管下の一般貸切旅客自動車運送事業者に行政処分等を行う場合、この処分基準に従い行うこととされたい。</p> <p>なお、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について」（平成14年1月17日付け国自総第421号、国自旅第146号、国自整第144号。以下「平成14年通達」という。）は、廃止する。</p> <p>附則</p> <p>1. この通達は、平成21年10月1日から施行する。            2. この通達の施行前の違反行為については、廃止前の平成14年通達に従って</p>	<p style="text-align: right;">           国自安第 62号            国自旅第 130号            国自整第 56号            平成21年9月29日            一部改正：平成21年11月20日            一部改正：平成22年12月15日         </p> <p>各地方運輸局自動車交通部長            関東、近畿運輸局自動車監査指導部長            各地方運輸局自動車技術安全部長            沖縄総合事務局運輸部長</p> <p style="text-align: center;">} 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車交通局安全政策課長</p> <p style="text-align: center;">自動車交通局旅客課長</p> <p style="text-align: center;">自動車交通局技術安全部整備課長</p> <p style="text-align: center;">一般貸切旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの 行政処分等の基準について</p> <p>今般、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月29日付け国自安第59号、国自旅第127号、国自整第53号。以下「局長通達」という。）により、別途定めることとした一般貸切旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準（以下「処分基準」という。）を別添のとおり定めたので、管下の一般貸切旅客自動車運送事業者に行政処分等を行う場合、この処分基準に従い行うこととされたい。</p> <p>なお、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について」（平成14年1月17日付け国自総第421号、国自旅第146号、国自整第144号。以下「平成14年通達」という。）は、廃止する。</p> <p>附則</p> <p>1. この通達は、平成21年10月1日から施行する。            2. この通達の施行前の違反行為については、廃止前の平成14年通達に従って</p>

行政処分等を行うものとする。

3. 平成21年12月31日までにを行った監査により確認された運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存に係る違反についての基準日車等の適用については、警告以上とされているものについても、警告とする。

附則（平成21年11月20日国自安第106号、国自旅第185号、国自整第84号）

この通達は、平成21年12月1日から施行する。

附則（平成22年12月15日国自安第97号、国自旅第152号、国自整第92号）

この通達は、平成23年4月1日から施行する。

附則（平成23年3月31日 国自安第175号、国自旅第243号、国自整第159号）

この通達の別添、違反行為欄中の適用条項欄中の旅客自動車運送事業運輸規則第24条第3項の規定は、平成23年5月1日から施行する。

行政処分等を行うものとする。

3. 平成21年12月31日までにを行った監査により確認された運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存に係る違反についての基準日車等の適用については、警告以上とされているものについても、警告とする。

附則（平成21年11月20日国自安第106号、国自旅第185号、国自整第84号）

この通達は、平成21年12月1日から施行する。